

様

狭山市監査委員 新 良 守 克

狭山市職員措置請求書について（通知）

令和 3 年 3 月 2 9 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）
第 2 4 2 条第 1 項の規定による措置の請求について、請求内容を監査した結果を下記
のとおり通知します。

記

第 1 請求の内容

本件措置請求の内容は、次のとおりであった。

1 請求の要旨（枠内は一部の語句を修正した以外は原文のまま掲載）

職員措置請求書

請求の趣旨

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1・第 2 自転車駐車場（以下「狭山市駅西口駐車場等」という。）の指定管理を受託していた一般社団法人日本駐車場工学研究会（以下「工学研究会」という。）は、「指定管理者業務を円滑に遂行できなくなったため。」として令和 2 年 1 月 6 日付で指定の取消し申出書を狭山市に提出した。

狭山市市民部交通防犯課はこの申出に対処するため（資料 1）の通り、「狭山市駅西口駐車場等の指定管理者の指定取消し申し出に伴う今後の事務について」の起案書を作成し、狭山市長小谷野剛に提出し、令和 2 年 1 月 9 日にこれが決裁された。

令和 2 年 1 月 2 2 日には、「狭山市駅西口駐車場等管理運営委託」について実施の見積を徴する起案書が提出され、同日、部長専決でこれが決裁された。

（資料 2）

起案理由の 2 業務目的には、現指定管理者である工学研究会の令和 2 年

2月1日指定取消しに伴い、「次期指定管理者が指定管理をする間の期間の管理運営業務及び使用料金の徴収業務。」とし、契約方法は地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第5号（緊急の必要によるもの）に該当するとし、1者随意契約として、令和2年度から指定管理者に決定している友輪株式会社1者の見積を徴収した。

同施設の管理運営業務委託仕様書（資料3）には管理運営に該当しない項目が記載されている。

同仕様書 9 業務の内容で、（3）使用料徴収業務附帯の条件が定められ、使用料の徴収、指定金融機関へ納入などが義務付けている。

法第243条では、「私人の公金取扱いの制限」を定め、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は行わせてはならない。と定めており、これにより、単なる業務委託契約に公金の取り扱いを定めて使用料の收受を行わせたり、その公金を管理させることは違法な業務委託契約となる。

従って、法第2条第16項、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。に抵触する。同条第17項に前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。との定めがあることから、当該契約は無効である。

これにより、狭山市長は無効な契約で友輪株式会社に支払った公金9,597,500円を小谷野剛に対し返還請求することを求める。

令和3年3月29日

2 事実を証する書面（写し）

- (1) 狭山市駅西口駐車場等の指定管理者の指定取消し申し出に伴う今後の事務についての起案書
- (2) 狭山市駅西口駐車場等管理運営業務委託についての起案書
- (3) 狭山市駅西口駐車場等管理運営業務委託仕様書

3 請求人

住所
氏名

第2 請求の受理

本件措置請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備して

いるものと認め、これを受理した。

第3 監査対象部局

市民部 交通防犯課

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第7項の規定に基づき、令和3年4月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

1 証拠の提出

証拠の追加提出はなかった。

2 陳述（要約）

狭山市には、令和2年1月6日付で狭山市駅西口駐車場等指定管理者業務の協定相手である工学研究会から「指定管理者業務を円滑に遂行できなくなったため。」として指定取消し申出書が提出された。

その後、狭山市は令和2年2月1日から友輪株式会社と「狭山市駅西口駐車場等管理運営業務委託」を締結し、期間を令和2年2月1日から同年3月31日まで、委託金額を9,597,500円とした。契約と同日に友輪株式会社からは、日駐管理株式会社への再委託契約見込額を3,450,800円とする委託業務再委託承認願が提出され、狭山市はこれを令和2年2月3日に承認した。

狭山市と友輪株式会社との間で交わされたのは業務委託契約である。その内容は請求者が職員措置請求書に添付した「狭山市駅西口駐車場等管理運営業務委託仕様書」である。

この仕様書1ページの「2業務目的」には「当該業務は、狭山市駅西口駐車場等を一体的に管理運営及び使用料収入に係る収納業務等を、受注者は本仕様書に定める業務等を行うことにより、施設の円滑な運営を遂行するものとする。」と使用料の収受を行わせることを明確に表現している。

また、同仕様書5ページでは、使用料徴収業務附帯の条件として、「ア 駐車場等の一回使用料（現金及び回数券）を徴収すること、イ 徴収した使用料は、徴収した日の翌日（その日が金融機関の営業日でない日に当たる場合にあつては、その日後において最も近い金融機関の営業日）のうちに、指定金融機関に納入すること、ウ 施設ごとに現金出納簿を備え、指定金融機関への払込額を常に明らかにしておくこと、エ 駐車券、ジャーナル用紙等消耗品の補充。廃券の回収。つり銭の補充。回数券の発行・管理。駐車場使用料入金報告書、利用実績報告書等の作成と報告。なお、報告書の提出は翌月の10日までとする」と手数料の徴収等を明確に定めているが、この仕様書は、法第243条（私人の公金取扱

いの制限)に違反している。

そればかりではなく、令第158条第2項では「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」とされており、「新版逐条地方自治法」には、「見やすい方法とは、例えば、新聞、広報紙等に掲載して行う方法をいう。」また、「私人には自然人ばかりでなく、法人も含まれる。私人に公金を取り扱わせることができるのは、法律又はこれに基づく政令に根拠があることを要し、令第173条の3に基づく規則において追加することはできない。」との記載があるが、狭山市はこれも怠っていた。

以上により、「狭山市駅西口駐車場等管理運営業務委託」において、使用料徴収を定めた業務委託は法第243条に違反するため、契約そのものが無効であり、公金の違法な支出となる。

従って、友輪株式会社との契約で支出した9,597,500円は法令違反の違法な公金の支出であり、狭山市長はこれを決裁した小谷野剛に対し返還請求することを求めるものである。

第5 監査対象事項

職員措置請求書の記載事項及び請求人の陳述並びに質疑応答により、監査対象事項については次の2点と認められた。

- (1) 業務委託仕様書で契約の相手方に使用料徴収、指定金融機関への納入などを義務付けたのは、法第243条の私人の公金取扱いの制限に該当し、「狭山市駅西口駐車場等管理運営業務委託」は法第242条の違法若しくは不当な契約の締結にあたるか
- (2) 上記の違法若しくは不当な契約の締結により、市に損害を与えたとして契約金額9,597,500円の損害金返還請求を市長に求めることができるか

第6 関係職員の証拠の提出及び陳述

1 証拠の提出(写し)

- (1) 職員措置請求書に対する理由説明書(陳述書)
- (2) 令和2年2月から3月までの業務委託に係る友輪株式会社との契約締結に関する資料及び契約書の写し
- (3) 令和2年2月から3月までの業務委託に係る歳入の徴収又は収納の事務の委託に関する告示及び公表に関する資料
- (4) 令和2年2月から3月までの業務委託に係る歳入の徴収又は収納の事務の結果報告に関する資料

- (5) 令和2年2月から3月までの業務委託に係る友輪株式会社との契約金額の支払いに関する資料

2 陳述

関係職員の陳述及び陳述書の内容は、次のとおりであった。(要約)

(1) 業務委託の経緯(概要)

市(交通防犯課)は、令和2年2月1日付で指定管理事業者を指定取消しとし、同日付で、友輪株式会社を受注者とした「狭山市駅西口駐車場等管理運営業務委託」に係る契約を締結し、令和2年2月1日から同年3月31日までの間、狭山市駅西口駐車場等の管理運営業務及び使用料金の徴収業務を委託により実施した。

(2) 請求人の主張について

請求人は、法第243条において、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。」と規定されていることから、単なる業務委託契約に公金の取り扱いを定めて使用料の收受を行わせたり、その公金を管理させることは違法な業務委託契約となる。と主張している。

(3) 交通防犯課の主張

しかし、法第243条に規定されている特別な定めとして、令第158条第1項において、「次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」とし、同項第1号に「使用料」を対象の歳入として規定していることから、違法な業務委託契約には当たらず、請求人の主張は成立しないものである。

また、令第158条第2項において「前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」と規定されていることについては、令和2年1月31日付狭山市告示第19号として、収納事務を友輪株式会社に委託した旨を告示するとともに、利用者の目に触れるよう、施設内に「お知らせ」として掲示し公表しており、適正に事務を執行したものである。

以上のことから、当該業務委託契約は、法令等を遵守したものであり、「違法な業務委託契約となる」という請求人の主張は失当している。

第7 本件措置請求に係る事実関係の概要

1 指定管理者による管理と指定取消し

狭山市は、狭山市駅西口駐車場等の管理運営をするに当たり、民間事業者等がもつノウハウやアイデア、専門性などを最大限に活用して、より効率的な運営を図るため、法第244条の2第3項及び狭山市公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例第2条の規定に基づき、平成27年度から平成31年度までを指定期間とする指定管理業務に関する基本協定書を、平成26年10月28日付で工学研究会と締結した。

その後、基本協定書に基づいた年度ごとの事業実施に係る事項を定めるため、平成31年4月1日から令和2年3月31日までを期間とする年度協定書を平成31年4月1日付で工学研究会と締結した。しかし、指定管理業務で定められた納付金の納付がなかったことから、納付金の督促を再三行ったが、工学研究会からは「指定管理者業務を円滑に遂行することが出来なくなったため。」として令和2年1月6日付で指定管理者の指定取消し申出書が提出された。

そのため、狭山市行政手続条例第13条第1項第1号及び狭山市聴聞手続に関する規則に基づき同年1月15日に聴聞が実施され、狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項に基づき令和2年1月20日を取消処分年月日、同年2月1日を取消年月日とする指定管理者の指定取消しが行われた。

2 指定管理者の指定取消し後の施設管理

令和2年2月1日から令和2年3月31日までの施設管理については、市が管理運営を行うこととし、工学研究会とは違う法人である友輪株式会社が業務委託により業務を実施した。委託金額は9,597,500円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）であった。

この間の狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第1・第2自転車駐車場の利用料金収入の状況は次のとおりであった。

月	西口駐車場	第1自転車駐車場	第2自転車駐車場	計
2月	3,405,400	1,193,650	302,100	4,901,150
3月	2,867,650	3,246,950	471,400	6,586,000
合計	6,273,050	4,440,600	773,500	11,487,150

3 使用料の徴収又は収納の事務の委託に伴う告示等

令第158条第2項で定められた手続きについて、令和2年1月31日付狭山市告示第19号により告示が行われ、併せて令和2年2月1日付で収納事務受託者証票が友輪株式会社へ交付された。また、狭山市駅西口駐車場等の入口等の数か所には、指定管理者であった工学研究会から友輪株式会社が業務委託

により業務を引き継ぐ旨の「お知らせ」が、納入義務者に向けて掲示された。

4 令和2年4月1日以降の施設管理

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの施設管理については、指定管理者の公募を行い、指定管理者選定委員会の選定を経て、令和元年第4回定例会における議決により友駐共同企業体（代表者：友輪株式会社、構成員：日駐管理株式会社）を指定管理者とする基本協定書が締結され、管理が実施されている。

第8 監査の結果

1 結論

本件措置請求書において、法令に違反した無効な契約であるとの主張には理由がなく、措置の必要は認められないため、請求を棄却する。

2 判断の理由

(1) 監査対象事項（1）について

行政サービスの提供に係る経費については、特定の人がサービスを受け、利益を受ける場合には、その利用者（受益者）から「受益者負担」として応分の対価を徴収することができることが、地方自治法により認められている。

市で徴収できる使用料は法第225条に「普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定（行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。）による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と規定されている。

また、法第228条で「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」と規定され、今回の使用料については、「狭山市駅西口駐車場条例（平成21年条例第25号）」及び「狭山市自転車駐車場条例（平成21年条例第26号）」で使用料が定められている。

更に、令第158条第1項において「普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」ことが規定され、その第1号に「使用料」が列挙されている。

今回の使用料は、法第243条で取り扱いを制限された公金ではなく、令第158条第1項第1号で歳入の徴収又は収納の委託が認められた使用料であり、私人（法人を含む）に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できることから、一定の

限度で私人の公金取扱いが認められているものに該当する。

この場合、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは令第158条第2項の規定に基づき、委託した旨を告示し、かつ公表しなければならないが、この告示及び公表については「第7 本件措置請求に係る事実関係の概要」の「3 使用料の徴収又は収納の事務の委託に伴う告示等」で述べたとおり告示等が実施されている。

請求人は、陳述において告示については触れることなく、公表について市が怠っていると主張しているが、「新版逐条地方自治法」の記述は公表方法を限定列挙しているものではなく、見やすい方法を例示したものにすぎないことから、施設内に「お知らせ」として掲示を行ったことが公表に当たらないといふことはできない。

また、請求人は「新版逐条地方自治法」の記述から「私人に公金を取り扱わせることができるのは、法律又はこれに基づく政令に根拠があることを要し、令第173条の3に基づく規則において追加することはできない。」ことについて市が怠ったと主張するが、前述したとおり、この使用料は法第243条で取り扱いを制限された公金ではなく、令第158条第1項第1号で歳入の徴収又は収納の委託が認められた使用料に該当し、かつ、市は法令に基づき条例で使用料について定めていることから、怠った事実はない。

以上のことから、業務委託仕様書で契約の相手方に使用料徴収、指定金融機関への納入などを義務付けた「狭山市駅西口駐車場等管理運營業務委託契約」は違法若しくは不当な契約の締結には当たらない。

(2) 監査対象事項(2)について

前述のとおり、違法若しくは不当な契約の締結はないことから、その事実を起因とする損害金の返還について市長に求めることはできない。

以上により、本件措置請求には理由がないので、「1 結論」のとおり判断する。